3　仮名小児慢性特定疾病関連情報及び仮名障害児福祉等関連情報の利用又は提供等に関する事項

⑴　仮名小児慢性特定疾病関連情報について、第２の８の⑸から⑺までに準じた改正を行う。（第二十一条の四の七～第二十一条の四の十三、第六十条の三関係）

⑵　仮名障害児福祉等関連情報について、第２の８の⑸から⑺までに準じた改正を行う。（第三十三条の二十三の八～第三十三条の二十三の十四、第六十条の三関係）

4　その他所要の改正を行う。

第11　予防接種法の一部改正

1　仮名予防接種等関連情報の利用又は提供等に関する事項

仮名予防接種等関連情報について、第２の８の⑸から⑺までに準じた改正を行う。（第二十八条の二～第三十二条、第五十九条関係）

2　基盤機構等への事務の委託に関する事項

基盤機構等への事務の委託について、第３の５に準じた改正を行う。（第五十七条第二項関係）

3　その他所要の改正を行う。

第12　母子保健法の一部改正

1　養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に申請しなければならないものとする。（第二十条第二項関係）

2　市町村長は、１による申請に係る未熟児が養育のため病院又は診療所に入院することを必要とすると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給をする旨を決定するものとする。（第二十条第三項関係）

3　保護者が２の決定を受けた未熟児に養育医療の給付を受けさせるときに関する電子資格確認の仕組みの導入について、第10の１の⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第二十条第八項、第九項、第二十条の二関係）

4　市町村は、養育医療の給付の対象者又は対象者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第八条の三第一項関係）

5　市町村が、４により事務を委託する場合について、第10の２の⑵に準じた改正を行う。（第八条の三第三項関係）

6　その他所要の改正を行う。

第13　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正

1　医療の給付を受けようとする者又は被爆者一般疾病医療機関から医療を受けようとする被爆者に係る電子資格確認の仕組みの導入について、第10の１の⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第十条第四項、第五項、第十八条第六項、第七項、第四十三条の三関係）

2　厚生労働大臣は、医療の給付及び一般疾病医療費の支給に係る被爆者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第四十三条の二第一項関係）

3　厚生労働大臣が、２により事務を委託する場合について、第10の２の⑵に準じた改正を行う。（第四十三条の二第二項関係）

4　その他所要の改正を行う。

第14　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

1　予防計画に関する事項

都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、地域医療構想との整合性の確保を図らなければならないものとする。（第十条第八項関係）

2　医師等の届出の基盤機構等の経由に関する事項

届出をすべき医師等が、電磁的方法により行う当該届出（厚生労働省令で定める感染症に係るものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、基盤機構又は連合会を経由して行うことができるものとする。（第十二条第七項、第十一項、第十四条第四項、第十項、第四十四条の三の六第二項、第五十条の七第二項関係）

3　電子資格確認に関する事項

医療を受けようとする結核患者、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者に係る電子資格確認の仕組みの導入について、第10の１の⑴及び⑵に準じた改正を行う。（第三十七条の三、第四十四条の三の二第二項、第五十条の三第二項関係）

4　仮名感染症関連情報の利用又は提供等に関する事項

仮名感染症関連情報について、第２の８の⑸から⑺までに準じた改正を行う。（第五十六条の四十六～第五十六条の五十二、第七十三条の三関係）

5　厚生労働大臣の調査及び研究に関する事項

⑴　厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するとともに、患者に対する良質かつ適切な医療の確保に資するため、電子診療録等情報その他厚生労働省令で定める情報（⑵において「電子診療録等情報等」という。）について調査及び研究を行うものとする。（第五十六条の五十第一項関係）

⑵　基盤機構及び連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その求めに応じて、電子診療録等情報等を提供しなければならないものとする。（第五十六条の五十第二項関係）

⑶　厚生労働大臣は、⑴の調査及び研究に係る事務を国立健康危機管理研究機構に委託することができるものとする。（第五十六条の五十第三項関係）

6　基盤機構等への事務の委託に関する事項

⑴　都道府県及び保健所設置市等は、次に掲げる事務を基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第六十三条の五第一項関係）

イ　医療の費用の負担に係る決定を受けた結核患者又は結核患者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務

ロ　医療の費用の負担に係る新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務

ハ　医療の費用の負担に係る新感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務

⑵　都道府県及び保健所設置市等が、⑴により事務を委託する場合について、第10の２の⑵に準じた改正を行う。（第六十三条の五第二項関係）

7　国、都道府県及び保健所設置市等並びに結核指定医療機関、第二種協定指定医療機関その他の関係者について、第10の１の⑶に準じた改正を行う。（第六十三条の六関係）

8　その他所要の改正を行う。

第15　健康増進法の一部改正

1　市町村は、厚生労働省令で定める検診（以下この第15において「市町村検診」という。）その他厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。（第十九条の二第一項関係）

2　電子対象者確認に関する事項

⑴　市町村は、市町村検診等を行うに当たっては、電子対象者確認の方法により、当該市町村検診等を受けようとする者が当該市町村検診等の対象者であることの確認を行うことができるものとする。（第十九条の二第二項関係）

⑵　⑴の「電子対象者確認」とは、市町村が、市町村検診等を受けようとする者の個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書の提供を受ける方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該者が当該市町村検診等の対象者であることを確認することをいうものとする。（第十九条の二第三項関係）

3　基盤機構等への事務の委託に関する事項

⑴　市町村は、市町村検診等の対象者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第十九条の三第一項関係）

⑵　市町村が、⑴により事務を委託する場合について、第10の２の⑵に準じた改正を行う。（第十九条の三第二項関係）